

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市大滝字岡本駒ノ沢五二八九 番一地从り同市大滝字岡本猪沢 四三一四番地先まで	区 間
一〇・六五〇二二・〇〇	九・五五〇九・五五	敷地の幅員 (メートル)
	二三・八〇	延長 (メートル)
		備 考